

行為者の社会的地位が意図的な 逸脱行動に対する制裁に及ぼす影響

The influence of actor's social status on sanctions
against intentional and unintentional deviant behaviors

風間 文明

Fumiaki KAZAMA

The purpose of this study was to examine the influence of actor's social status on sanctions against intentional and unintentional deviant behaviors. Four hundred and eight undergraduate students participated in the questionnaire-type experiment (the final sample was 400 students). They read a vignette about a deviant behavior, manslaughter or assault and battery, and judged the term of imprisonment imposed on the actor as a sanction. As experimental factors, actor's social status (high or low), the intention of deviant behavior (intentional or unintentional) and the severity of deviant behavior (severe or mild) were manipulated. The results were as follows: In the case of an unintentional deviant behavior, when the deviance was severe, the term of imprisonment imposed on a high-status actor was shorter than on a low-status one, but when the deviance was mild, no effect of the social status was found. On the other hand, in the case of an intentional deviant behavior, no effect of the social status on the term of imprisonment was found regardless of whether the deviance was severe or mild. These results suggest that when the intention of deviance is clear, the advantage of the high status in the sanction, which is found for the unintentional deviant behavior, disappears. They are discussed in the terms of cognitive consistency or idiosyncrasy credit.

問題と目的

本研究は、逸脱行動に対する制裁の厳しさが、その逸脱を犯した行為者の社会的地位によってど

のように影響を受けるかについて検討するものである。社会規範から逸脱した行動に対して加えられる制裁は、行為の内容が同一であっても行為者の属性によって、その程度が変わることがある。

十文字学園女子大学人間生活学部人間発達心理学科

Department of Human Developmental Psychology, Faculty of Human Life, Jumonji University.

キーワード：社会的地位 制裁 逸脱行動 意図 刑期判断

行為者の社会的地位は、こうした制裁の程度に影響を与える要因の1つだと考えられる。例えば、同じような法律違反を社会的地位の高い人が行った場合と低い人が行った場合とでの人々の反応は異なったものになるだろう。

社会的地位と逸脱行動に対する制裁との関係を検討した心理学的研究の多くは、同一の逸脱行動について、行為者の社会的地位を操作し、それに対して課される制裁の程度を比較するという手続きをとっているが、その効果については一貫した結果が得られていない。例えば、Gleason & Harris(1976)は、銀行強盗の事例を用いて、高地位の行為者として「大卒で年収15000ドルのアシスタントマネージャー」、低地位の行為者として「中卒で年収5000ドルの掃除夫」の2つを設定して、被験者に「有罪かどうか」、「道徳的非難の程度」などを評定させた。その結果、行為者の社会的地位に関わらず、犯人は「有罪である」と判断されたが、「道徳的非難」については高地位の行為者に対して、低地位者に対するよりも寛容になることが示された。また、Doob&Gross(1968)は、地位のシンボルとして自動車を使い、交差点で信号機が青に変わったときに発進が遅れた車に対してクラクションを鳴らすか否かを検討した。発進の遅れる車が新しい高級車の場合と古びた車の場合を比較したところ、高級車に対しての方がクラクションを鳴らす率が低く、鳴らす回数も少なかった。このことは、高級車の持ち主すなわち社会的に高地位であると推測される行為者に対しては制裁が寛容になることを示しているといえよう。Gouran,Ketrow,Spear,&Metzger(1984)は、行為者の社会的地位に加えて、逸脱行動の深刻さの程度も操作し、両者の交互作用を検討した。「優秀な内科医(高地位)」と「地方高校の管理人(低地位)」による「殺人事件(深刻な逸脱)」と「暴行事件(軽微な逸脱)」を記述した架空の物語を被験者に読ませ、集団討議によって刑罰判断をさせる実験を行った結果、軽微な逸脱行動におい

ては行為者の社会的地位の効果は見られなかった。一方、深刻な逸脱行動の場合には、高地位の方が低地位者よりも課される刑期が短くなることが示された。これらの研究はいずれも高地位の方が低地位者よりも逸脱行動をとったときに寛容な処遇を受けることを示唆したものである。逆に、Bray,Struckman-Johnson,Osborne,McFarlane,&Scott(1978)は、「生命保険会社の医療インターン(高地位)」と「生命保険会社の整備員(低地位)」による殺人事件を記述した架空の物語を被験者に呈示して刑期の判断を求める実験を行い、高地位の方が低地位者よりも長い刑期が課される、すなわち厳しい処遇を受けることを示した。また、風間(1994)では、職業の社会的影響力の強さと逸脱行動に対する非難の強さとの間に正の相関がみられており、そこから、より強い社会的影響力をもつと考えられる高地位の方が厳しい制裁を受けることが推測できる。そして、Shepherd & Sloan(1979)は殺人事件の被告の教育水準、財産、職業を操作し、被告の社会経済的地位は刑期の長さに影響を与えないことを示した。

行為者の社会的地位の高さが逸脱行動に対する制裁に与える影響には、影響を与えないという結果を示した研究もあるが(Shepherd&Sloan, 1979)、全体的には、制裁を厳しくする方向への影響と寛容にする方向への影響とがあることがこれまでの研究で示されている。しかし、研究によってその方向は一貫しておらず、仮に両方向の影響があるとしても、どちらの方向への影響を発現させるのかに関する要因は、明確にはされていない。

本研究では、社会的地位の高さが逸脱行動に対する制裁にどのような影響を与えるかという問題について、逸脱の程度によってその影響がどのように変化するかという問題とあわせて、Gouran,et al.(1984)で用いられた、主人公が逸脱行動を犯してしまう架空の物語を使って検討する。Gouran,et al.(1984)と同様に、深刻な逸脱行動の場合にのみ社会的地位の効果がみられ、高

地位者の方が低地位者よりも寛大な処遇を受ける、という結果が再現されるかどうかを確認することが第一の目的である。

Gouran, et al. (1984) で用いられた逸脱行動の刺激文は、主人公が突発的事態で衝動的に逸脱行動(殺人/暴行)をとる内容であり、明らかに意図的に逸脱行動をとったとは想定しにくいものであった。他者の行動に関して責任を判断する上で、意図の有無が重要な要因であることはこれまでも指摘されている(e.g. Heider, 1958)。坂西(1997)は、傷害の行為者が2歳児であっても、傷害意図を認める識者のコメントの呈示によって幼児本人への責任帰属が高まることを示している。また、Ferguson & Rule(1983)は、責任帰属の三次元の1つとして、意図性をあげている。意図的な行為は行為者の内的特性に原因が帰属されやすく、そのため行為者が逸脱行動を犯す危険性の高い人物だと知覚されやすくなる。加害者役の意図的な攻撃に対する被害者の立場にある被験者の反応を検討した実験では、敵意を持って行われた攻撃に対しては、被害者は同じように攻撃をすることが示されている(Epstein&Taylor, 1967; Ohbuchi&Oku, 1980)。また、加害者の意図は、行為によって引き起こされた結果そのものよりも、被害者からの制裁に強い影響を持つことが、Ohbuchi&Kambara(1985)によって示されている。これらのことから、強い意図を持って行われた逸脱行動は、意図が不明確なときや突発的、衝動的に行われた逸脱行動よりも、行為者に帰属される責任を増加させ、かつ厳しい制裁を引き出すことになると思われる。その際、制裁を課す者は、直接の被害者である場合であっても評定者としての第三者の立場であっても、同様に厳しい制裁を課すであろう。そこで本研究では、逸脱行動への制裁に対して社会的地位が与える影響の方向性を左右する要因として行為者の意図を取り上げ、その効果を確認することを、もう1つの目的とする。

ところで、逸脱行動に対する制裁は具体的には

どのような形でとらえられるであろうか。これまでの研究では、法的な刑期(Gouran, et al, 1984)、道徳的な非難(Greaseon&Harris, 1976; 風間, 1994)などが用いられていた。直接的で最も明確な形の制裁といえるものは法的な刑期だと思われる。本研究でも、Gouran, et al. (1984)にならって、まず法的な刑期の判断によって制裁の程度を検討する。外山(2005)は、責任の判断について、因果関係の判断、非難の帰属、制裁・懲罰に関する判断の3つの側面に分けて考えることができると述べ、道徳的非難と制裁・懲罰すなわち法的な刑罰判断とは密接に関わるとしながらも区別することが可能であることを指摘している。また直接的には制裁とはいえないが、制裁の程度の判断に影響を与えると考えられる変数として、責任の帰属(Walster, 1966)、再犯可能性(Dion, 1972)が考えられる。従属変数である制裁の指標の違いによって、社会的地位の効果の現れ方が異なる可能性も考えられることから、本研究では、刑期の判断を主とし、さらにその他の制裁に関わる従属変数についても質問を設け、複数の指標によって行為者の社会的地位の効果を確認することにする。

仮説 軽微な逸脱行動に対する制裁においては行為者の社会的地位の効果はみられず、深刻な逸脱行動の場合にのみ、高地位者の方が低地位者よりも寛大な処遇を受けるという結果を報告したGouran, et al.(1984)は、それについて認知的一貫性の観点から解釈をしている。すなわち、低地位者が深刻な逸脱行動をとったという情報に比べて高地位者が深刻な逸脱行動をとったという情報の方が、大きな心理的矛盾を感じさせる。この心理的に不一致な状態は不快なため、その解決策として逸脱行動の正当化が起り、制裁としての刑期が短くなるということである。一般に人は、社会的に高地位についている人はその地位を占めるのにふさわしい人物である、という認知を持っているだろう。その人物が深刻な逸脱を犯した場合、それは既存の認知に矛盾した情報となる。そこで

その矛盾を解消するために逸脱行動を正当化し制裁を軽く判断すると思われる。

しかしながら、このような社会的な高地位者に関する認知は、より厳しい目を高地位者に向けさせることにもなるのではないだろうか。例えば、風間・下斗米(1993)は、高い専門性や指導力を持つ職業に従事する者は、職務を離れた場面でも適切な行動を取るよう期待されていることを明らかにしている。この研究は、直接的に社会的地位の高低を問題にしてはいないが、一般的に社会的地位の高い職業は高度に専門的であったり、指導的な立場につくことが多いことから、高地位者にはより厳しい役割期待が課されていることを表しているといえよう。高地位者が逸脱行動をとった際に、意図的であることが明白な場合には、認知的一貫性の回復のために正当化できる余地が非常に少ないため、むしろ役割期待に反したことによって、より多くの責任を帰属され、結果として強い制裁を加えられることが予測できよう。

以上の議論を踏まえ、本研究では以下の2つの仮説を設定し、その検証を試みる。

仮説1：意図的でない逸脱行動では、逸脱の程度が深刻な場合には、行為者の社会的地位が高いときの方が低いときに比べてより制裁が寛大になるが、軽微な場合には、行為者の社会的地位の効果はみられないであろう。

仮説2：明らかに意図的な逸脱行動では、逸脱の程度が深刻な場合には、行為者の社会的地位が高いときの方が低いときに比べてより制裁が厳しくなるが、軽微な場合には、行為者の社会的地位の効果はみられないであろう。

方 法

質問紙を使った実験を行った。Gouran, et al. (1984)で用いられた、主人公が逸脱行動をとってしまう架空の物語を元に作成した刺激文を回答者に呈示し、行為者(主人公)の社会的地位、逸脱行動の程度、逸脱の意図を実験的に操作して、そ

れぞれの逸脱行動の行為者に対する刑期の長さや非難の感情など制裁に関わる変数について被験者に評定を求めた。

被験者 神奈川県内の私立大学生277名、東京都内の私立大学生33名と国立大学生98名の合計408名(男性215名、女性193名)で、平均年齢は19.4歳($SD=1.31$)であった。

実験計画 行為者の社会的地位(高・低)×逸脱の程度(深刻・軽微)×意図の強さ(強・弱)の3要因配置の実験計画であった。いずれの要因も被験者間要因とした。

質問紙の構成

(1)刺激文と要因の操作 刺激文として、主人公が最終的に逸脱行動をとってしまう2種類の物語を設定した。内容はGouran, et al. (1984)が使用したものを日本語に翻訳し、不自然なところを修正したものであった。物語には、主人公が結果的に人の命を奪ってしまう内容のものと、いさかいの相手に怪我をさせてしまう内容のものと2種類あり、Gouran, et al. (1984)と同様、前者を「深刻な逸脱(深刻条件)」、後者を「軽微な逸脱(軽微条件)」とし、これによって逸脱の程度を操作とした。

深刻条件の刺激文は、「主人公山田さんの奥さんは別の男性佐藤さんと不倫の関係になっていたが、そのことを隠して山田さんをだましていた。ある日突然、山田さんは奥さんと佐藤さん二人から離婚を迫られた。山田さんは家を飛び出し、バーで酒を飲んでから家に帰ってみると、まだ2人が家において、話し合いを要求してきた。山田さんはしつこい佐藤さんを家から追い出そうとしてつかみあいになり、カッとになって佐藤さんを突き飛ばしてしまった。佐藤さんは転倒した拍子に机の角で頭を打って死亡してしまった。山田さんは殺人の罪に問われることになった」という内容であった。

軽微条件の刺激文は、「山田さんの子供達が庭でソフトボールをして遊んでいると、隣家の佐藤

さんの家にボールが飛び込みガラスを割ってしまった。それがきっかけで山田さんと佐藤さんが口論となるが、日頃から2人はお互いによく思っていないなかったため、口論は激しくなる一方であった。佐藤さんが山田さんの子供達のことまで口汚く罵ったため、とうとう山田さんはカッとなって暴行を加え、佐藤さんは肋骨3本を折る怪我を負ってしまった。山田さんは暴行の罪に問われることになった」という内容であった。2つの逸脱条件の刺激文全文を付録に示した。

これら2通りの物語はいずれも主人公が「カッとなって」衝動的にとった行為の結果、相手を死に至らしめたり、怪我を負わせたりする内容で、相手を殺したり、傷つけようとする意図を推測しにくいものであった。そこで、この元の刺激文を、逸脱行動をとろうとする意図が弱い条件（意図弱条件）とし、一方、より強い意図を持って逸脱行動をとったことが推測できるよう、刺激文中に意図に関する記述を挿入したものを作成し、それを意図強条件とした。

深刻条件の意図強条件では、意図弱条件の刺激文中に「山田さんはある決意を固めながら無言で店(バー)を後にしました」、「よろける佐藤さんを見て山田さんは『今しかない』と思いました。山田さんは部屋にあったゴルフクラブを手にとると佐藤さんに殴りかかりました」という文章を挿入した。軽微条件の意図強条件では、意図弱条件の刺激文中に「このまま話をしていてもらちがあかないと思った山田さんは『痛い目にあわせてわからせてやろう』と考えました。佐藤さんよりも身体も大きく力もある山田さんは、わめきちらす佐藤さんの胸ぐらをつかむと顔面をこぶしで殴りつけました」という文章を挿入した。

本実験のもう1つの要因である行為者の社会的地位は、刺激文の主人公であり逸脱行動の行為者である山田さんの職業を記すことによって操作した。高地位の職業として「内科の医師」、低地位の職業として「書籍小売店の店主」を選択した。

選択にあたっては、多くの人が名前を聞いただけで職務内容のある程度思い浮かべることができるようなわかりやすいものであることを考慮した。2つの職業の社会的地位については、日本社会学会のSSM調査によって得られた職業威信スコア(直井,1979)では「医師」82.7(*SD*18.9)、「小売店主」48.9(*SD*16.0)と大きな差があり、また風間(1994)における社会的影響力の強さの評価でも「医師」4.37(*SD*0.72)、「書籍小売店の店主」2.17(*SD*0.74)と大きな差があることが示されており、両職業の間には社会的地位の高さに充分な差があると推測される。

行為者山田さんの職業が「内科の医師」である刺激文を高地位条件、「書籍小売店の店主」である刺激文を低地位条件とし、2つの条件とも刺激文の冒頭に「山田さんは内科の医師(書籍小売店の店主)です」という、職業名を明記した1文を呈示した。

(2)刺激文に関する質問項目 刺激文の呈示に続いて、以下の各質問項目に関して回答を求めた。

刺激文の内容把握 被験者が刺激文の内容について把握していたことを確認するために、「山田さんの職業は何か」、「佐藤さんがどうなったか」、「山田さんはどのような罪に問われたか」の3つの質問について自由記述で回答を求めた。

要因操作のチェック項目 意図の強さの要因操作が妥当であったことを確認するために「山田さんには、どの程度佐藤さんを殺そう(負傷させよう)という意図があったと思うか」を尋ね、「1全く意図はなかった」、「2あまり意図はなかった」、「3どちらかという意図はなかった」、「4どちらともいえない」、「5多少意図があった」、「6かなり意図があった」、「7非常に強い意図があった」の7段階評定で回答を求めた。また、逸脱の程度 of 要因操作が妥当であったことを確認するために「山田さんの引き起こした事態はどのくらい深刻なことだと思うか」を尋ね、「1全く深刻ではない」、「2深刻ではない」、「3どちらかという深

刻ではない」、「4 どちらともいえない」、「5 どちらかという深刻である」、「6 かなり深刻である」、「7 非常に深刻である」の7段階評定により回答を求めた。社会的地位の操作チェックについては、後述する。

刑期の判断と制裁に関する項目 逸脱行動に対する制裁に関連する質問として、①非難の感情「山田さんに対してどれくらい非難の感情を覚えるか」、②再犯可能性「山田さんが今後も何らかの事件を起こす可能性がどれくらいあると思うか」、③責任帰属「佐藤さんの死(怪我)に関して、山田さんにはどれくらい責任があると思うか」を質問した。非難については「1 全く非難の感情は覚えない」から「7 非常に強く非難の感情を覚える」、再犯可能性については「1 ほとんど可能性はない」から「7 非常に可能性が高い」、責任帰属については「1 全く責任はない」から「7 非常に責任がある」までの、それぞれ7件法で回答を求めた。

④刑期の判断については、「山田さんが有罪だと仮定すると、どれくらいの刑期が適切だと思うか」と問い、「1 1ヶ月未満」、「2 1ヶ月以上～半年未満」、「3 半年以上～1年未満」、「4 1年以上～2年未満」、「5 2年以上～3年未満」、「6 3年以上～5年未満」、「7 5年以上」の7つの選択肢からの選択によって回答を求めた。刑期の判断の際には、執行猶予などは考慮に入れずに考えるよう、文章で教示した。

職業の社会的評価に関する項目(社会的地位の操作チェック) 刺激文に関する上記の質問の後で、社会的地位の操作チェックとして、実験条件に応じて「内科の医師」か「書店の店主」のいずれかについて、「社会的な地位が高い」と思うかどうかを7段階評定により回答を求めた。また同時に、社会的影響力の強さ、社会的信用の厚さ、自立性の高さ、社会における重要さなど、2つの職業についての社会的評価について同じく7段階の評定尺度で評定を求めた。

その他の質問項目 以上の質問の他に、調査用

紙には、山田さんが有罪か無罪かの判断(有罪・無罪のいずれかから選択)、山田さんと他の登場人物たちに事件の責任をどのように配分するか(全責任を100%として各登場人物に自由に配分)、刑期の判断理由(自由記述)、被験者の勢力動機測定のための個人的反応指標(Bennet,1988;今井,1993)を含めておいた。ただし、これらの項目は本研究では分析対象としていない。

以上の質問項目に、性別、年齢などを尋ねるフェイスシートを付し、1人分の調査用紙とした。

実施方法 授業時間の一部を使って、社会的地位(2)×逸脱の程度(2)×意図の強さ(2)の8通りの刺激文の内の1つが回答者に割り当てられるよう、質問紙を無作為に配布し集団実施した。

結果

刺激文の内容把握に関する質問の答えが誤っていた被験者8名を除外し、残る400名を分析対象とした。

操作チェック 社会的地位の操作の妥当性を確認するため、「内科の医師」と「書籍小売店の店主」の社会的地位の高さの評定値について平均値を算出しt検定を実施したところ、有意な差が見られた。すなわち、「内科の医師($M=5.31, SD=1.41$)」の方が「書店の店主($M=2.81, SD=1.17$)」よりも「社会的地位が高い」と評価されていた($t(398)=19.41, p<.001$)。

意図の強さ、逸脱の程度の操作の妥当性を確認するために、逸脱意図の有無と事態の深刻さ、それぞれの評定値に関して、社会的地位(高・低)×逸脱の程度(深刻・軽微)×意図(強・弱)の3要因分散分析を実施した。その結果、意図に関しては、逸脱の程度×意図の交互作用($F(1,392)=12.81, p<.001$)と、意図の主効果($F(1,392)=146.74, p<.001$)が有意であった。交互作用について下位検定を行った結果、意図強群では「深刻な逸脱」の方が「軽微な逸脱」よりも意図的であると評定されたが、意図弱群では逸脱の程度によって違い

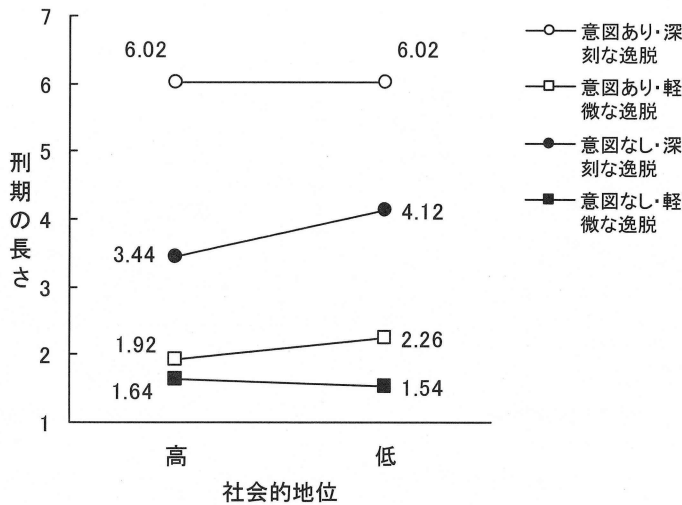


図1 行為者に対する刑期の判断

がみられなかった。一方、「深刻な逸脱」、「軽微な逸脱」いずれにおいても、意図強群の方が意図弱群よりも意図的である、と評定されていた（深刻・意図あり群 $M=5.86, SD=1.17$ 、軽微・意図あり群 $M=5.04, SD=1.56$ 、深刻・意図なし群 $M=3.34, SD=1.68$ 、軽微・意図なし群 $M=3.66, SD=1.76$ ）。

事態の深刻さに関しては、逸脱の程度の主効果が有意であり（ $F(1,392)=63.66, p<.001$ ）、「殺人（深刻な逸脱）」（ $M=6.09, SD=1.24$ ）の方が「暴行（軽微な逸脱）」（ $M=5.07, SD=1.34$ ）よりも深刻である、と評定されていた。また意図の主効果も有意であり（ $F(1,392)=28.79, p<.001$ ）、意図強群（ $M=5.98, SD=1.21$ ）の方が意図弱群（ $M=5.28, SD=1.43$ ）よりも事態が深刻である、と評定されていた。

意図の操作に関しては、逸脱の程度×意図の交互作用がみられたが、「深刻な逸脱」においても「軽微な逸脱」においても、意図強群の方が意図弱群よりも意図が高く評定されていたことから、意図の操作は妥当であったものとして以後の分析を行った。また、逸脱の程度に関しては「殺人」の方が「暴行」よりも深刻であると評定されていたことから、逸脱の程度の操作は妥当であったこ

とが確認された。

社会的地位・意図・逸脱の程度が刑期判断に及ぼす影響 行為者の社会的地位、逸脱の程度、逸脱意図の強弱が、行為者に対する刑期の判断、制裁にどのような影響を及ぼすかを検討するために、刑期の判断、非難感情、再犯可能性、責任判断の各変数を従属変数として、社会的地位（高・低）×逸脱の程度（深刻・軽微）×意図（強・弱）の3要因分散分析を実施した。各変数についての結果は、図1から図4に示した通りである。

刑期の判断 刑期の評定に用いられた選択肢は厳密には等間隔の尺度を構成していないが、あえて間隔尺度として扱い、3要因の分散分析を行った。その結果、2次の交互作用（ $F(1,384)=4.90, p<.05$ ）と逸脱程度×意図の交互作用（ $F(1,384)=49.69, p<.001$ ）、意図の主効果（ $F(1,384)=123.61, p<.001$ ）、逸脱程度の主効果（ $F(1,384)=626.57, p<.001$ ）が有意であった。2次の交互作用に関して下位検定を行った結果、意図弱群では、軽微な逸脱のときには社会的地位の効果はなく、深刻な逸脱のときに高地位者に比べて低地位者に対して長い刑期が課されていた（ $F(1,384)=8.14, p<.01$ ）。また意図強群では逸脱の

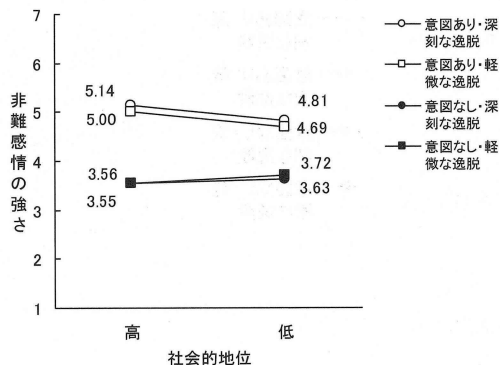


図2 行為者に対する非難感情

程度に関わらず地位の効果はみられなかった(図1)。従って、意図が明確でない逸脱行動に関しては、その程度が深刻なときに、高地位の方が低地位者よりも課される刑期が短くなるというGouran, et al(1984)と同様の結果が再現されており、仮説1は支持された。一方、明確な意図の下で逸脱が行われたときには、行為者の地位による効果は消失することが示された。意図が明示された場合に社会的地位の効果の方向が変化した点では仮説2と合致するが、高地位の方が低地位者よりも厳しい評価を受けるには至らなかったため、仮説2は部分的にしか支持されなかった。

社会的地位・意図・逸脱の程度がその他の制裁に関する変数に及ぼす影響

非難感情 非難感情に関しては、意図の強弱の主効果のみが有意で($F(1,392)=84.39, p<.001$)、意図強群の行為者に対する方が意図弱群の行為者に対してよりも、より強く非難の感情を覚えていた(図2)。すなわち、より明確な意図を持って行われた逸脱行動に対して、より非難したいと感じることが示された。

再犯可能性 再犯可能性に関しては、社会的地位と逸脱程度の交互作用($F(1,392)=4.51, p<.05$)と逸脱程度の主効果($F(1,392)=33.83, p<.001$)、意図の主効果($F(1,392)=68.94, p<.001$)が有意であった(図3)。交互作用に関して単純主効果

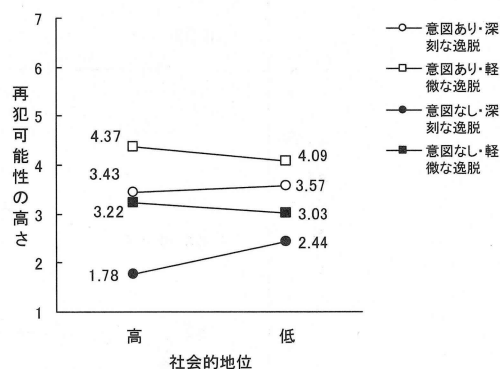


図3 行為者の再犯可能性の評価

の検定を行ったところ、「深刻な逸脱」のときには高地位者と低地位者の平均値の差に有意な傾向が見られ($F(1,392)=3.57, p=.06$)、高地位者よりも低地位の方が再犯可能性を高く評定されていた。一方、「軽微な逸脱」のときには行為者の社会的地位による差はみられなかった。意図の主効果については、意図強群の方が意図弱群よりも再犯可能性を高く評定されており、意図が明確な場合の方が、その後も同じような逸脱を行うと予想されやすいことが示された。

責任帰属 責任帰属に関しては、社会的地位と逸脱程度の交互作用($F(1,392)=7.25, p<.01$)、逸脱程度と意図の交互作用($F(1,392)=6.02, p<.05$)、意図の主効果($F(1,392)=54.92, p<.001$)が有意であった(図4)。社会的地位と逸脱程度の交互作用に関して単純主効果の検定を行ったところ、「深刻な逸脱」、「軽微な逸脱」のいずれにおいても、地位の効果に有意な傾向にあった(深刻な逸脱: $F(1,392)=3.50, p=.062$ 、軽微な逸脱: $F(1,392)=3.75, p=.054$)。ただし「深刻な逸脱」では低地位の方が高地位者よりも重い責任を、「軽微な逸脱」では逆に高地位の方が低地位者よりも重い責任を帰属されていた。

次に逸脱程度と意図の交互作用について単純主効果の検定を行ったところ、意図弱群では、「深刻な逸脱」と「軽微な逸脱」とで行為者に帰属さ

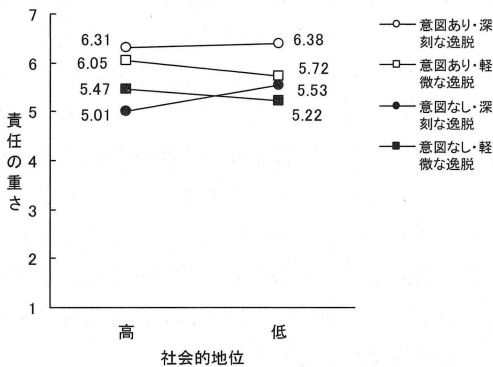


図4 行為者への責任帰属

れる責任には違いがみられなかったが、意図強群では、「深刻な逸脱」の方が「軽微な逸脱」よりもより責任が重いと判断されていた ($F(1,392)=7.70, p<.01$)。

責任帰属に関する結果からは、軽微な逸脱においては地位の高い行為者の方が低い行為者よりもより責任を帰属されるが、逸脱が深刻なものになると逆に地位の高い行為者よりも低い行為者により重い責任が帰属される傾向のあることが示された。

考 察

本研究では、Gouran, et al.(1984)の実験に基づいて、逸脱行動に対する制裁が行為者の社会的地位によってどのような影響を受けるかを、逸脱の意図が明示された条件と不明確な条件を設けて、2つの仮説の検証を試みた。

逸脱行動に対する刑期の判断の結果から、意図的でなく深刻な逸脱行動をとった場合には、社会的な高地位者は低地位者に比べて課される刑期が短い、軽微な逸脱行動の場合には地位の効果はみられなくなることが示された。これはGouran, et al.(1984)の報告と一致し、仮説1を支持するものであった。この結果については、先述のように、高地位者が深刻な逸脱行動を取ったという情報は低地位者が同様の逸脱行動をとったという情

報と比べて認知的に大きな矛盾を生じさせるため、その不一致の解決策として逸脱行動の正当化が起り、制裁としての刑期が短くなったという解釈が可能である。軽微な逸脱行動の場合には、このような矛盾がそれほど大きくは生じないため、制裁に対する地位の効果が見られないのだと思われる。高地位者に対するこの寛大な処遇については、認知的一貫性による解釈とは別に、信用の大きさという観点からも解釈が可能である。Hollander (1958)は、特異性クレジット (idiosyncrasy credit) という概念を提唱し、集団における高地位者は、その集団の課題を遂行する能力と所属期間中の集団規範への同調によって日頃から信用が蓄積されているため、集団規範からの逸脱を許容されやすいことを主張した。職業のような社会的地位の場合にも、この特異性クレジットのように、地位の高さが信用の厚さの指標となり、それによって寛容な処遇を導き出していると考えられる。

次に、逸脱の意図が明らかな場合には、制裁に対する行為者の社会的地位の効果は消失することが結果として示された。逸脱の意図が明白な条件では、不明な条件と比べて、地位の効果は変化はしたものの、方向が逆になるまでには至らなかったため、仮説2は部分的にしか支持されなかった。この結果は、まず認知的一貫性の観点から、意図的に行われた逸脱行動は、正当化できる余地がきわめて少ないため、高地位者に対する制裁の軽減が生じないのだと考えられる。また、特異性クレジットの観点からは、意図的に逸脱行動をとることは、それまで特異性クレジットとして蓄積してきた信用を一度に失わせるだけの効果があり、よって社会的地位の効果は消失したのだと解釈できる。しかし高地位者に対する役割期待の強さから予想された、低地位者に比べて高地位者により厳しい制裁が課されることはみられなかった。この点については、本研究で用いられた刑期評定の尺度が間隔尺度としてはやや不適切で、かつ刑期としての上限が「5年以上」と低く設定されていたため、

天井効果が生じて地位の効果がみられなかった可能性も考えられる。今後、尺度の改善も含めて、どのような条件が関わっているのかを再検討する必要がある

本研究では、刑期の判断を主要な従属変数としたが、他に制裁に関わる変数として、非難感情、再犯可能性、責任帰属についても被験者に評定を求めた。この内、社会的地位の効果がみられたのは、再犯可能性と責任帰属についてであった。まず再犯可能性については、深刻な逸脱のときに高地位者よりも低地位者の方が再犯可能性を高く評定され、軽微な逸脱のときには行為者の社会的地位による差はみられなかった。また責任帰属に関しては、軽微な逸脱のときには、高地位者の方が低地位者よりも責任があると判断されていたが、深刻な逸脱では、逆に低地位者の方が高地位者よりも責任があると判断される傾向がみられた。これらの結果は、高地位者の方が低地位者よりも寛大な処遇を受ける傾向と概ね合致している。再犯可能性が高く評価されるということは、逸脱行動をとった原因が、一時的なものではなく、行為者の内的属性によるものだと推測されたことを意味している。従って、これらの変数の結果から、刑期の判断は、まず逸脱行動の原因の帰属と行為の結果の責任帰属が生じ、それに応じて刑期の判断が行われるという一連の過程を経ている可能性が示唆される。ただし、軽微な逸脱の責任帰属では、社会的地位の効果が、刑期判断でのパターンと異なっており、変数間の対応関係を含めた刑期の判断過程については、別に検討が必要であろう。

最後に、本研究の応用的な意義について述べておく。我が国では2009年度までに裁判員制度の導入が計画されている。専門家ではない一般市民6名に裁判官3名が加わった9名による合議で刑罰の判断を行う制度であるが、一般市民がどの程度公正に法的な判断を下せるのかという点が問題として指摘されている。本研究の被験者は、法学部ではない学部の学生がほとんどであり、その点で

は法律の知識を持たない一般的な市民の判断に近いといえよう。本研究の結果は、一般市民が、意図の不明確な逸脱行動に対して刑罰を判断する際には、本来逸脱の内容とは関係のない行為者の社会的地位の情報に影響を受け、刑期を短くする傾向があることを示したものだといえる。こうしたバイアスの存在を一般的に周知させるとともに、合議の際には法的知識を持つ裁判官が、行為者の社会的地位などの情報の取り扱いに配慮をしていくことが肝要だと思われる。

引用文献

- 坂西友秀 1997 記事の読者の原因帰属、意図帰属に及ぼす識者のコメントの効果 社会心理学研究, 13, 53-63.
- Bennet, J.B. 1988 Power and influence as distinct personality traits: Development and validation of a psychometric measure. *Journal of Research in Personality*, 22, 361-394.
- Bray, R., Struckman-Johnson, C., Osborne, M.D., McFarlane, J.B., & Scott, J. 1978 The effects of defendant status on the decisions of student and community juries. *Social psychology*, 41, 256-260.
- Dion, K.K. 1972 Physical attractiveness and evaluation of children's transgressions. *Journal of personality and social psychology*, 24, 207-213.
- Doob, A.J. & Gross, A.E. 1968 Status of frustrator as an inhibitor of horn honking responses. *Journal of social psychology*, 76, 213-218.
- Epstein, S. & Taylor, S.P. 1967 Instigation to aggression as a function of degree of defeat and perceived aggressive intent of the opponent. *Journal of Personality*, 35, 265-289.
- Ferguson, T.J. & Rule, B.G. 1983 An attributional perspective on anger and aggression. In R.G. Geen & E. Donnerstein (Eds.), *Aggression: Theoretical and empirical reviews: Vol.1. Theoretical and methodological issues*. New York: Academic Press. 41-74.

- Gouran, D.S., Ketrow, S.M., Spear, S., & Metzger, J. 1984 *Social deviance and occupational status. Small group behavior*, **15**, 63-86.
- Gleason, J.M. & Harris, V.A. 1976 Group discussion and defendant's socio-economic status as determinants of judgements by simulated jurors. *Journal of applied social psychology*, **6**, 186-191.
- Heider, F. 1958 *The Psychology of interpersonal relations*. John Wiley & Sons. (大橋正夫訳 1978 対人関係の心理学 誠信書房)
- Hollander, E.P. 1958 Conformity, status, and idiosyncrasy credit. *Psychological Review*, **65**, 117-127.
- 今井芳昭 1993 社会的勢力に関連する研究の流れ：尺度化、影響手段、勢力動機、勢力変性効果、そして、社会的影響行動モデル 流通経済大学社会学部論叢, **3**, 39-66.
- 風間文明 1994 職業に関する認知構造と逸脱行動に対する非難との関係 学習院大学人文科学論集, **3**, 203-222.
- 風間文明・下斗米淳 1993 職業の持つ社会的勢力と行動の制約に関する研究(1) 日本グループ・ダイナミックス学会第41回大会発表論文集, 70-71.
- 直井優 1979 職業的地位尺度の構成 富永健一(編)日本の階層構造 第14章(434-474) 東京大学出版会
- Ohbuchi, K. & Kambara, T. 1985 Attacker's intent and awareness of outcome, impression management and retaliation. *Journal of Experimental Social Psychology*, **21**, 321-330.
- Ohbuchi, K. & Oku, Y. 1980 Aggressive Behavior as a function of attack pattern and hostility. *Psychologia*, **23**, 146-154.
- Shepherd, D.H. & Sloan, L.R. 1979 Similarity of legal attitudes, defendant social class, and crime intentionality as determinants of legal decisions. *Personality and social psychology bulletin*, **5**, 245-248.
- 外山みどり 2005 責任の帰属と法 菅原郁夫・サトウタツヤ・黒沢香(編)法と心理学のフロンティア I 巻 理論・制度編 第5章(97-119) 北大路書房
- Walster, E. 1966 Assignment of responsibility for an accident. *Journal of personality and social psychology*, **3**, 73-79.

付 録

実験に使用した刺激文

(1) 深刻な逸脱 (社会的地位高×意図弱)

山田さんは内科の医師です。ある日の午後、山田さんが自動車を運転して市立公園の側を通りかかると、彼の奥さんが見知らぬ男と抱き合っていました。びっくりした山田さんは、車を止めて2人の方へ近寄って行きました。しかし、見知らぬ男は、彼がやってくる前に慌ててその場から立ち去って行きました。山田さんが奥さんに問い正すと、あの男性は佐藤さんという学校時代の古い友人で、もう何年も会ったことがなかったのだという説明が返ってきました。山田さんは、なぜ「昔の友人」が逃げ出したのかを更に問い正そうとしました。山田夫人は、彼は逃げ出したのではなく会議に遅れそうだったのだと答えました。彼女の説明によると、全く偶然に佐藤さんにばったり会い、お互いに気づいて、佐藤さんが彼女を抱きしめた、そして彼は「会議に遅れそうだから」といって走って戻っていったのだということでした。山田さんは奥さんの説明に納得がいかず、内心ではこの一件についてあれこれと考え込んでいました。

何週間かたったある日、山田さんが家に帰ると奥さんと佐藤さんが彼を待っていました。山田夫人は山田さんに向かって、佐藤さんのことを愛してしまったので別れたいと言いつきました。山田さんは激怒して「2人とも1時間以内に出て行け！」と叫んで、自分も家を飛び出しました。

山田さんはバーで酒を飲む内にだんだんと酔っぱらってきました。飲むほどに、あの日公園で自分の妻が嘘をついていたことが思いだされてなりません。彼はバーテンに向かって、「2人の関係を知ってさえいたら、佐藤

さんを殺していただろう」といいました。

山田さんがようやく家にもどると、佐藤さんはまだ家において、もう少し話し合いたいといってきました。「もう話すことなど何もない！」とあって、山田さんは佐藤さんの腕をつかむとドアの方へ押しやりました。佐藤さんは「もっと冷静に話し合おう」といいながら、再び山田さんの方に近寄ってきました。山田さんは聞こうともせずに、もう1度佐藤さんを、正面からさっきよりもずっと強く突き飛ばしました。佐藤さんはいきおいよく仰向けに倒れると机の角で頭を強く打ってしまいました。結局この一撃が致命傷となり、佐藤さんは死んでしまいました。

山田さんは殺人の罪に問われることになりました。

(2)軽微な逸脱（社会的地位低×意図弱）

山田さんは書籍小売店の店主です。ある日曜日の午後、山田さんはのんびりと休日を楽しんでいました。裏庭では彼の子供たちがソフトボールをして遊んでいました。しばらくすると、ファールボールが隣の家に飛び込んで窓ガラスに当たりました。

ガラスの割れる音を聞いて、山田さんが様子を見に行ってみると、隣家の主人の佐藤さんが声を荒げて子供たちを口汚くののしているところでした。山田さんは、短気な彼をなだめようと「ガラスは弁償するから子供たちを口汚くののするのはやめてくれないか」といいました。しかし佐藤さんは、それを無視して、なおも子供たちに向かって叫び続け、いつも子供たちが騒ぐ声で昼寝のじゃまをされるなどと文句を言い続けました。佐藤さんは、今度は山田さんに向かって「ちゃんとしたしつけができないのなら子供を施設にでも入れてしまえ」といいました。

以前から佐藤さんのことを虫が好かないと思っていた山田さんは、その言葉を聞いてすっかり頭にきてしまいました。そして彼は、佐藤さんが飼っている犬が四六時中うるさく吠えていることに文句を言い、「もしも夜10時以降に犬が吠えたら、あんたを顔が変わるほどぶん殴ってやる」といいました。佐藤さんも「そんなことをしたら犬にあんたを襲わせてやるからな」と応酬しました。このとき、佐藤さんよりも身体も大きく力もある山田さんは、とうとう佐藤さんにつかみかかり、2人はもみ合いになりました。結局、佐藤さんは、顔面を殴打され傷を負い、肋骨3本にひびが入るというけがを負いました。

山田さんは暴行の罪に問われることになりました。

注：意図強条件の刺激文については本文を参照のこと

付 記

本研究の一部は、日本社会心理学会第39回大会、日本グループ・ダイナミックス学会第46回大会において発表された。